

(第一類 第十一号)

(一〇九)

第一百五十一回国会 環境委員会議録 第四号

平成十三年三月九日(金曜日)
午後零時三十分開議

出席委員

委員長 五島 正規君

理事 伊藤 達也君 理事 稲葉 大和君

理事 柳本 卓治君 理事 山本 公一君

理事 小林 守君 理事 近藤 昭一君

理事 青山 二三君 理事 植竹 繁雄君

理事 岡下 信子君

小泉 龍司君 理事 横高 剛君

下村 博文君 理事 小渕 優子君

鳩山 邦夫君 理事 市雄君

増原 義剛君 理事 河野 太郎君

鎌田さゆり君 理事 谷本 龍哉君

佐藤謙一郎君 理事 平井 韶也君

田端 正広君 理事 奥田 建君

金子 哲夫君 理事 川口 順子君

河村たかし君 理事 長浜 博行君

澤崎 原 哲男君 理事 熊谷 市雄君

義紀君 理事 河村たかし君

環境大臣 沢崎 原 哲男君

環境副大臣 沢崎 原 哲男君

環境大臣政務官 沢崎 原 哲男君

環境委員会専門員 沢崎 原 哲男君

委員の異動

三月九日

補欠選任

辞任 同日 五島 宗明君 河村たかし君

河村たかし君 五島 宗明君

三月七日 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

は本委員会に付託された。
京都議定書の早期発効に関する意見書(京都市議会(第八四一号))
京都議定書の早期発効の実現に関する意見書(京都府議会(第八四二号))
等に関する意見書(兵庫県議会(第八四三号))

二月二十八日

自動車交通対策の推進に関する意見書(愛知県議会(第九五〇号))

は本委員会に参考送付された。
三月六日
○五島委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、環境省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。川口環境大臣。

本日の会議に付した事件

環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

あります。このような国際交渉においては、環境に関する専門的な知識を有し、かつ高いレベルでの交渉に従事できる者が対応する必要性が増大しております。
また、從来、地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務については、総務省の管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が分掌してまいりましたが、環境省が地域の環境の実態等を機動的かつ詳細に把握し、環境政策の企画立案に迅速に反映することが非常に重大であり、また強く求められています。

本法案は、こうした状況に対応し、環境行政の一層の推進を図るため、環境省の体制の必要な整備を行おうとするものであります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、地球環境審議官の新設であります。

環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務を括整理するため、環

境省に事務次官級の地球環境審議官を新たに設置することとしております。

第二に、地方における環境調査等に関する事務をつかさどる職員の配置であります。

環境省みずからが地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務を責任を持って執行する旨を明確にするため、これらの事務を行う職員を環境省に置く旨を規定することとしております。

また、これに伴い、総務省の管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が行う環境省の所掌事務に関する調査等の事務に関する規定を総務省設置法から削除することとしております。

以上が、この法律案の理由及びその内容

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○五島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る十三日火曜日午前九時二十十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

環境省設置法の一部を改正する法律案

環境省設置法の一部を改正する法律案

環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部

目次中 第二章 環境省に置かれる機関

第二節 特別の機関(第十条)

第三章 環境省に置かれる職及び機関

第四節 特別な職(第六条)

第五節 審議会等(第七条)

第六節 特別の機関(第十一条)

第七節 環境省に置かれる職及び機関

第八節 環境省に置かれる機関」を、「第三章

環境省に置かれる職及び機関」に改める。

第十条を第十二条とし、同条の次に次の「一章を加える。

第四章 雜則

第十二条 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を行わせるため、環境省にこれらの事務をつかさどる職員を置く。

第三章第一節を同章第三節とする。

第三章第一節中第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章第一節を同章第二節とし、同章に第一節として次の「一節を加える。

(地球環境審議官)
第一節 特別な職

第六条 環境省に、地球環境審議官一人を置く。

2 地球環境審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第十二条の次に一章を加える改正規定及び次条の規定は、同年十月一日から施行する。

(総務省設置法の一部改正)

第二条 総務省設置法(平成十二年法律第九十一号)の一部を次のよう改正する。

第二十五条第一項中「を分掌し、並びに環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

理由

環境行政の一層の推進を図るために、環境省に、地球環境審議官を設置し、及び地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務をつかさどる職員を配置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。